

議案第54号

鹿屋市水道事業給水条例の一部改正について

鹿屋市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月14日提出

鹿屋市長      中   西      茂

鹿屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鹿屋市水道事業給水条例（平成18年鹿屋市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第35条第2項ただし書及び第43条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道法の一部改正により水道整備・管理行政の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されたことに伴い、引用する省令の名称を改めたいので、本案を提出するものである。